

出展申込締切：2024年7月1日(月)

- お申込みの際は社印を押印ください。
- 貴社の控えとして本紙コピーをお手許に残し、原本をご提出ください。

1. 出展規約への同意（出展規約をご確認の上、チェック✓してください。）

当社（出展申込者）は2024年9月11日（水）より13日（金）まで開催される本展示会への出展を申込みし、出展案内裏面記載の「出展規約」および本申込書裏面記載の「装飾規定」を遵守することに同意します。ただし、本申込は主催者からの「出展申込承諾書兼出展料金請求書」の発行をもって成立するものとします。

2. 出展者情報

フリガナ

申込企業・団体名

印

〒

所在地

所属部署

役職

フリガナ

TEL

氏名

Email

3. 申込小間数・出展料金

	出展形態	小間数	合計出展料金
<input type="checkbox"/> パッケージ	9㎡(3m×3m) 270,000円(税別)	× ( ) 小間	= ¥
<input type="checkbox"/> スペースのみ	9㎡(3m×3m) 120,000円(税別)	× ( ) 小間	= ¥

※出展料を含め、本展示会にかかるすべての請求にかかる振込手数料は、出展者にてご負担ください。

4. 出展者公開情報（印刷物、ウェブサイト等に掲載いたしますので、正確にご記入ください。）

フリガナ

出展者名

〒

掲載用住所  
(問合せ窓口)

URL

TEL

5. 出展カテゴリ（複数選択可）

- 生活雑貨  ファッション雑貨  ファッション  スポーツ・アウトドア  ペットグッズ  
 その他

6. 出展商品詳細

裏面もご記入ください。

## 7. リフレット希望枚数

出展者が、関係者及びユーザーを案内するためのリーフレットを1社につき100枚の基準で事務局より配布いたします。基準枚数以上をご希望される場合はご記入ください。

100枚+ ( ) 枚

## 8. 連絡事項

### 【個人情報の取り扱いについて】

ご提出いただきました個人情報については、一般財団法人大阪国際経済振興センターの個人情報保護方針に基づき、一般財団法人大阪国際経済振興センターおよび運営等の委託会社にて厳重に監督・管理いたします。なお、一般財団法人大阪国際経済振興センターの個人情報保護方針については、<https://www.intex-osaka.com/jp/organizer/privacy/> をご参照ください。

### 送付先

一般財団法人 大阪国際経済振興センター 浙江省交易会事務局  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1-5-102  
TEL: 06-6612-8206 FAX: 06-6612-8686 Email: info@zhejiangfair-osaka.com

## 2024 大阪国際ライフスタイルショー／浙江省輸出商品（大阪）交易会 装飾規定

### 1. 「スペースのみ」の基礎装飾

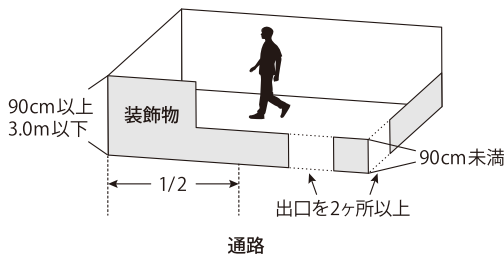
事務局での基礎装飾は一切ございませんので、出展者にて下記装飾をご準備ください。

- 小間番号及び出展社名の表記  
ブース内に小間番号と出展社名を掲示してください。
- 間仕切壁、バックパネル  
隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m(セットバックなし)の片面パネルで施工してください。なお、事務局の承認を得た上で、2.7m以上の高い間仕切りを施工する場合は、露出した隣接小間との間仕切り裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙(白)で処理してください。
- 床面カーベットの施工  
小間内床のカーベットの、すべて原状復帰可能な弱粘の両面テープで固定させてください。ボンドなど接着剤の使用はできません。

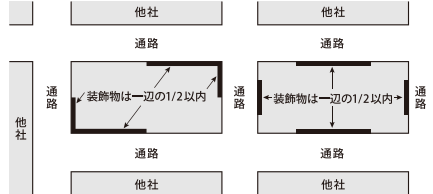
### 2. 装飾規定

- 間仕切りパネルへの直接工作  
事務局にて用意するパネル板は、白色、塩化ビニール素材です。パネル面及びアルミ柱への穴あけ・切断・釘打等の直接工作・加工は、原則として禁止します。ただしパネル表面には、装飾テープ貼・専用の吊り下げ金具(S管およびチェーン)等の取り付けが可能です。  
※ 詳細については、指定装飾会社にお問い合わせください。
- 装飾物および出展物の高さ制限  
装飾物および出展物に高さ制限はありません。ただし、消防法および展示会運営上の問題からみてこれを制限することもありますので、高さ2.7m以上の装飾を行う出展者は小間内装飾の設計図、または出展物の図面を8月16日(金)までに事務局まで提出し、承認を得てください。
- 天井張り・屋根構造の禁止および解除手続き  
出展物の状況によりやむを得ず暗幕、一部天井、屋根などを必要とする場合は、事前に所轄消防署の指導を受ける必要がありますので、設計図面(立体図・平面図)を8月16日(金)までに事務局まで提出して下さい。内容により、造作の変更や煙感知器等の設置を命じられることがあります。なお、その場合の費用は出展者の負担になります。また承認を得ていない場合は、所轄消防署の指導により撤去を命じられる場合がありますのでご注意ください。
- 外扉設置の禁止  
通路に面して、小間内の装飾物に扉を設置する場合は、内開き(扉を開けた時、通路にはみださない状態)にしてください。
- 通路に面した施工  
・通路に面した位置へ装飾物(高さ90cm以上)を施工する場合は、通路幅の1/2以内としてください(一辺の1/2以上を開口する)。  
・床からの高さ90cm未満の装飾物に関する規制はありません。ただし、緊急時の避難のため、閉鎖的な小間をつくることはできません。小間内には適正な避難口(開口)を設けてください。

### 立面図



### 平面図



- 2階建て構造について  
2階建て構造の施工は禁止します。
- バルーン設置について  
バルーンの設置及び施工は禁止します。
- 重量物の展示について  
展示物単体の重量を展示物の床投影面積で割った数値が2t/m<sup>2</sup>を超える物は、持ち込み不可となりますので、該当する出展者は別途ご相談ください。
- 小間外へのはみ出し禁止  
・トラス等に設置する照明、スピーカー、看板等の小間外へのはみ出しは禁止です。  
・施工中・会期中に事務局員が巡回いたします。違反している場合、現場での改修が求められます。

### 違反の例



- その他禁止事項  
・ネオンサインの使用は禁止いたします。  
・会場の天井、柱、壁への吊物等の施工は禁止いたします。

### 3. 施工上の注意

- 装飾資材の防災規制  
展示会場は、消防法令・火災予防条例等により、防火対象物に指定され装飾品等については防火物品の使用が義務づけられています。装飾施工中および会期初日に消防査察が行われますので、下記の項目について遵守して下さい。
  - 合板、しなベニヤ、プリントベニヤは厚さに関係なく、防火性能を有したもので、表面に総務省令消防法施行規則第4条の4に規定する様式の防火品ラベルが貼付され、裏面に「商品名」と「防火」の文字を付したものを使用して下さい。
  - 防火合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼付する場合は、防火性能を有するものを使用して下さい。但し、薄い布紙を防火合板に全面密着して使用する場合は差し支えありません。
  - 展示用合板、カーテン、幕類、どん帳、布製プラインド、じゅうたん等、防火物品は、消防庁長官の登録を受けたもの、テント類では防火製品認定委員会の認定を受けたものを使用して下さい。会場での防火加工は禁止します。
  - 防火表示は、カーテン等の防火物品の各々に付けて下さい。この場合の表示は、総務省令消防法施行規則第4条の4の規定する様式で消防庁長官の登録を受けた者の登録番号及び当該物品の防火性能を確認した登録確認機関名が記されたものに限りです。
  - ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、またはナイロン等の石油・化学製品は極力使用しないで下さい。但し、スチロール等を切文字程度で来場者の手の届かない場所で使用する場合は除かれます。
  - 特異な装飾材は、事前に消防署の承認を受ける必要がありますので、資料をお持ちのうえ、7月25日(木)までに事務局までご連絡下さい。日本の消防法で定められた防火性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。やむを得ず海外で認定された装飾資材を使用する場合は、認定証明書のコピー、証明書の和訳文及び製品のサンプルを(公財)日本防火協会にご提出いただき、防火認定等を受けて下さい。
  - 通路に施設や標示を設けないで下さい。
  - 作業に際し、電気・ガスなどによる溶接その他火気を使用する場合は、あらかじめ事務局に届け出て承認を受けてから行い、作業中必ず消火器を手元に置いて下さい。
  - 作業は必ず自社の小間内で行い、通路または他の小間内を使用するなど他社の迷惑となる行為を禁じます。
  - 会場設備、基礎小間、他社の装飾および出展物等を破損した場合は、当該出展者の負担において修復するものとします。
  - 会期中に展示設備および装飾の模様替えをすることは原則としてできません。
  - 飾物および出展物等を、会場の天井・柱・壁等既存の物から吊り下げたり、もたせ掛けることは禁止します。
  - 小間内床にカーペット類を敷く場合、すべて原状復帰の容易な弱粘性両面テープで固定して下さい。
  - 小間造作および展示物は地震等により転倒・落下・移動等ないよう確実に固定・取り付けをして下さい。
  - 屋内消火栓・消火器・自動火災報知設備・誘導灯・標識等の防火設備の周辺および点検口周辺は、展示品・装飾品等で隠さないで下さい。また、その付近には使用の際に障害となる展示や造作物、その他の物品を設置しないで下さい。
  - インテックス大阪では、安全管理の推進のため、特に脚立作業時および高所作業時のヘルメット・安全帯の着用を義務化しています。事務局より勧告を行っても改善されない場合は作業の中止を求める場合がございますので、予めご了承ください。

### 4. 規定の遵守

禁止事項に違反、または不完全な装飾の場合には、工事の変更・中止、または撤去を命ずることがありますので、計画・設計に際して充分にご注意ください。主催者および関係官公署は、これによって生じる損害、費用の増加、その他不利な事態について責任を負いません。

### 5. 禁止事項

- 床面への未申請のアンカー以外の直接工作
- 天井・壁面・扉・ガラス等への直接工作(釘打ち・削り等)

### 6. 原状回復

床面工事を行う場合は、会期終了後ただちに原状回復することを条件とします。回復が十分でなく、または期間中に十分回復が行われないため事務局が代わってこれを実施した場合は、その回復に要した費用を当該出展者に請求致します。